

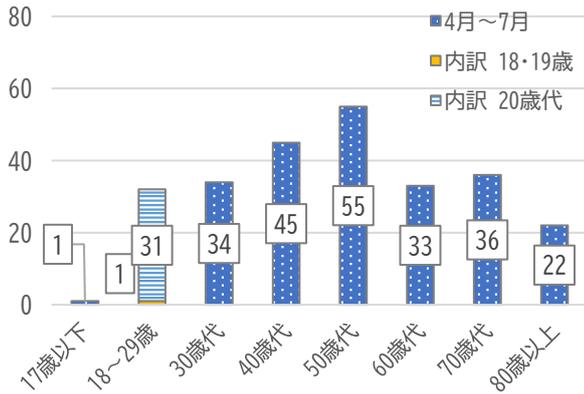
南区 消費生活相談情報<速報値>

～令和4年9月 涼秋号～

◇消費生活相談件数

| | 4月～7月 | 前年度12月～3月 | 増▲減 | 【増減率】 |
|------|-------|-----------|------|---------|
| 南区 | 268 | 324 | ▲ 56 | ▲ 17.3% |
| 市内全体 | 4,877 | 4,853 | 24 | 0.5% |

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

| | 4月～7月 | 前年度12月～3月 |
|---|-------|-----------|
| SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 26 | 20 |
| 定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。 | 22 | 23 |
| 点検商法 点検と称して来訪し「工事をしないと危険」等事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。 | 8 | 4 |
| 電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 16 | 24 |

◇商品・役務別ランキング

| | | | |
|----|-------------|----|--|
| 1位 | 化粧品 | 17 | SNSの広告を見ていつでも解約できるという美白クリームをお試しのつもりで申し込んだ。2回目以降を解約しようと思い、解約のため電話を架け続けているがつかまらない。 |
| 2位 | 不動産貸借 | 15 | 不動産屋で賃貸マンションの入居申し込みをしたが、不動産屋に不信感を覚え申し込みの撤回を申し出たところ、「賠償金を請求する」と言われた。支払わなければならないのか。 |
| 3位 | 商品一般 | 13 | 利用している通販サイト名で「アカウントの更新のためにカード情報を入力するように」とメールが届き、個人情報を入力してしまった。よく考えるとフィッシング詐欺ではないかと不安になった。 |
| 4位 | 工事・建築 | 10 | ガスの点検で訪問してきた事業者に勧められ給湯器の交換工事をした。その際、ガス配管も古くなっているとわれ、配管工事も契約した。金額も高く、配管工事は必要ないのでクーリング・オフしたい。 |
| 5位 | インターネット接続回線 | 9 | ケーブルテレビの受信状況点検の際、「当社でまとめると安くなる」と言われインターネット、固定電話、電気のセット契約をした。契約を変更する必要はないとわかったので、クーリング・オフしたい。 |

◇成年年齢引き下げについて

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。7月までにセンターに寄せられた18・19歳の相談件数は全市で63件で、前年同期間の53件と比べると増加傾向にあります。副業・情報商材やマルチなどのもうけ話や、脱毛エステなど美容関連のトラブルが多数寄せられており、今後も注意が必要です。

| | | | |
|------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| もうけ話 | 美容関連 | 定期購入 | SNS きっかけ |
| 出会い系 | 18歳・19歳に気を付けてほしい 消費者トラブル 最新10選 | 異性・ 恋愛関連 | |
| 仕事関連 | 新生活関連 | 借金・ クレカ | 通信契約 |

●国民生活センター
18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

◇見守り関連情報

<相談事例>

高齢の両親宅にガス機器の点検と言って事業者が訪問し、「給湯器が古くなっているので交換が必要」と言われ、給湯器の交換と配管の交換工事を契約していたことがわかった。両親ともに判断能力の低下が見られ、必要のない工事だと思うのでクーリング・オフしたい。

点検を口実に訪問し、不安をあおって勧誘する手口が多数発生しています。契約者が高齢の方の場合、契約したことを覚えていないケースもみられます。不審な業者の出入りがいないか、見慣れない書面や商品がないか、**周囲の見守り**が大切です！



◇消費生活相談件数

| | | | | |
|------|-------|-----------|-----|-------|
| | 4月~7月 | 前年度12月~3月 | 増▲減 | 【増減率】 |
| 市内全体 | 4,877 | 4,853 | 24 | 0.5% |

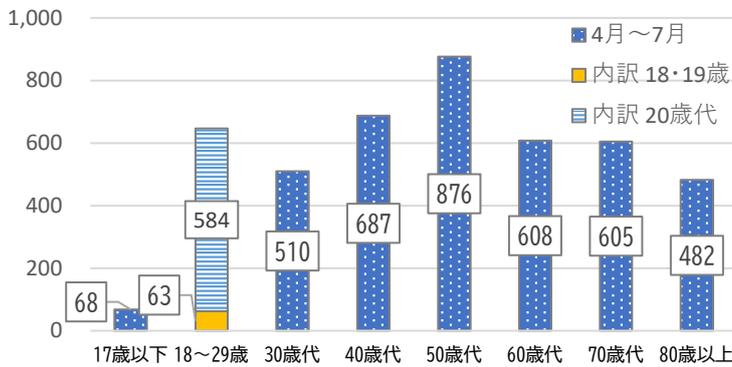
◇相談件数月別内訳



◇主な契約のきっかけ別件数

| | 4月~7月 | 前年度 12月~3月 |
|---|-------|---------------|
| SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 395 | 391 |
| 定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。 | 433 | 331 |
| 点検商法 点検と称して来訪し「工事をしないと危険」等事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。 | 109 | 122 |
| 電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 283 | 300 |

◇年代別件数



◇商品・役務別件数 年代別上位5位

| 順位 | 17歳以下 | 18~29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 |
|----|---------------------------------|--------------------|---------------|----------------|-------------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 1位 | インターネットゲーム 20 | エステサービス 92 | 不動産貸借 55 | 化粧品 54 | 化粧品 87 | 化粧品 72 | 商品一般 63 | 工事・建築 46 |
| 2位 | 化粧品 16 | 不動産貸借 45 | 商品一般 17 | 不動産貸借 49 | 商品一般 50 | 商品一般 42 | 工事・建築 47 | 商品一般 36 |
| 3位 | 健康食品 7 | 異性交際関連サービス 26 | エステサービス 17 | 工事・建築 31 | 工事・建築 34 | 工事・建築 40 | 化粧品 46 | 健康食品 22 |
| 4位 | アダルト情報 4 | 役務その他サービス 23 | 化粧品 15 | 商品一般 29 | 不動産貸借 32 | 健康食品 20 | 役務その他サービス 29 | 修理サービス 17 |
| 5位 | 商品一般/携帯電話サービス/教養・娯楽サービスその他 2 | 商品一般/他の内職・副業 22 | 修理サービス 11 | 携帯電話サービス 13 | インターネット接続回線 22 | アダルト情報 19 | 携帯電話サービス 23 | 役務その他サービス 17 |

商品一般・・・商品の特定ができない相談や、身の覚えのない架空請求等に関するもの
 不動産貸借・・・賃貸住宅退去時の修繕費等に関するもの
 工事・建築・・・屋根工事・増改築工事・衛生設備工事等に関するもの
 教養・娯楽サービスその他・・・副業関連の情報教材や当選金が受け取れる等と騙る手口に関するもの
 異性交際関連サービス・・・出会い系サイト・アプリに関するもの
 役務その他サービス・・・有料質問サイトや偽警告から誘導されたウイルス除去サービス等に関するもの
 他の内職・副業・・・アフィリエイトやドロップシッピング内職等に関するもの

発行元:横浜市消費生活総合センター
 電話相談受付 ☎045-845-6666
 平日9時から18時/土曜・日曜9時から16時45分